

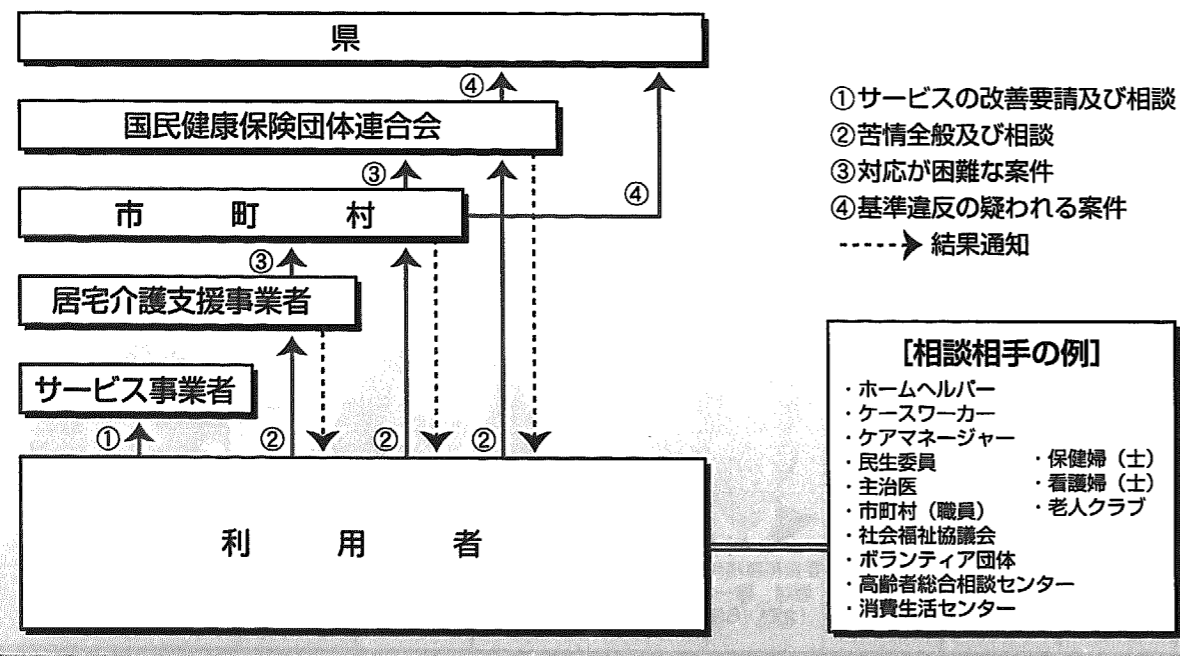
介護サービスの苦情はどこへ?

介護保険で利用するサービスは、利用者と事業者の契約にもとづくものです。事業者から提供されたサービスが不良な場合（手際が悪い・時間を守らない・言葉遣いが失礼など）は、遠慮せずに改善を求めましょう。利用者本人が苦情申し立てできない場合（寝たきり・痴呆など）は、家族や民生委員等が本人に代わって申し立てできます。地域の方々におかれては、お近くのサービス利用者にお困りの様子がありましたら、できる範囲でご助言などをお願いします。

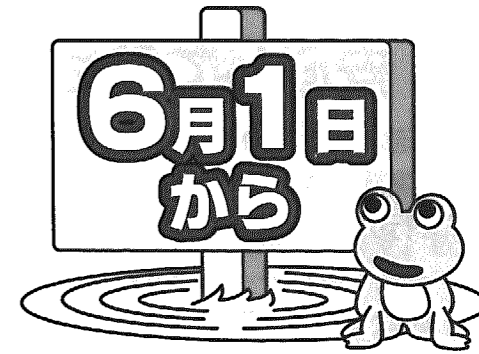
介護サービスに関する苦情申立先

1. 介護サービスに関する苦情や相談は、まずそのサービスを提供している**サービス事業者へ**。
2. 直接サービス事業者に言いにくい場合や、改善を求めても直らない場合、サービス事業者の変更を希望する場合などは、ケアプラン（サービス計画）を作成した**居宅介護支援事業者へ**。
3. サービス事業者や居宅介護支援事業者に苦情を申し立てても改善されない場合や、保険者である岩室村に直接苦情を申し立てたい場合などは、**役場福祉保健課介護保険係へ**。
4. 国民健康保険団体連合会に直接苦情を申し立てたい場合は、**国民健康保険団体連合会へ**。
国民健康保険団体連合会では、直接申し立てがあった苦情のほか、市町村などに申し立てがあった苦情のうち難しいものを取り扱います。

介護サービスの苦情相談のながれ



現在、3才未満のお子さんを養育する方に支給されている児童手当は、対象年齢の見直しにより、義務教育就学前（6才到達後最初の年度末）まで延長されました。今回の改正に伴い、以下のとおり申請の受付をしますので忘れずに届け出をしてください。



	届出の種類	受付期間	持参していただく物
①現在、児童手当を受けている方	現況届（現行通り） ※役場に用意してあります	6/27～6/29 午前9：00 午後6：00	①印かん ②保険証 ③年金加入証明書（後日用紙を送付します。国民年金加入者は不要） ④今年1月2日以降転入した方は、前住所地発行の所得証明書（平成12年度分）
②今回の改正に伴い、新規に対象となる方	認定請求書 ※役場に用意してあります	7/5～7/7 午前9：00 午後6：00	①～④までは同じ。 ⑤受給資格者（原則は父親） 名義の金融機関通帳
◎受付場所	役場住民相談室（1階ロビー脇）		

※なお、所得額や加入年金の種類によって支給されない場合もありますので、ご了解をお願いします。また、児童手当の受給資格があると思われる方で、まだ支給を受けていない方は、住民課（☎82-5712）まで、ご連絡下さい。※支給対象の見込まれる方については、別途、個人に通知しますので、ご確認の上、届け出をお願いします。

児童手当が改正されました。

6月は児童手当の支払月です。

現在、児童手当を受給されている方は、今月9日に指定された金融機関の口座に振り込まれますので、ご確認下さい。